

●対象年齢・保育時間・延長保育時間

保育園等名	対象年齢	開所時間 (土曜は希望保育)	短時間保育認定の 延長時間および延長料金		標準保育時間認定の 延長時間および延長料金	
			朝	夕方	朝	夕方
やまゆり保育園 ／ 雪窓保育園	離乳食完了期の お子さま ～5歳児	午前7時30分 ～午後7時 (土：午前7時30分 ～午後6時)	午前7時30分 ～8時	平日 午後4時～7時	平日 午後6時31分 ～7時	延長料金：30分毎に70円
				土曜 午後4時～6時		
たんぼぼ保育園	生後10か月 (要相談) ～2歳児	午前7時30分 ～午後7時 (土：午前7時30分 ～午後6時)	午前7時30分 ～8時	平日 午後4時～7時	平日 午前7時30分 ～8時 (土曜日は かかりません)	延長料金：30分毎に70円
				土曜 午後4時～6時		
杉の子幼稚園附属 保育園つくしんぼ	生後3か月 ～2歳児	午前7時30分 ～午後7時 (土：午前7時30分 ～午後6時)	午前7時30分 ～8時	平日 午後4時～7時	平日 午後6時31分 ～7時	延長料金：30分毎に100円
				土曜 午後4時～6時		
小規模保育事業所 おひさま	首がすわってから (概ね4か月) ～2歳児	午前7時15分 ～午後6時45分 (土：午前7時15分 ～午後5時45分)	午前7時15分 ～7時45分	平日 午後3時45分 ～6時45分	平日 午前7時15分 ～7時45分 (土曜日は かかりません)	延長料金：30分毎に70円
				土曜 午後3時45分 ～5時45分		
アンジュール 保育園	生後3か月 ～2歳児	午前7時30分 ～午後7時 (土：午前7時30分 ～午後6時)	午前7時30分 ～8時	平日 午後4時～7時	平日 午後6時31分 ～7時	延長料金：30分毎に100円
				土曜 午後4時～6時		
おおきくなあれ 保育園みよた (令和6年度 名称変更予定)	首がすわってから (要相談) ～2歳児	午前7時30分 ～午後7時 (土：午前8時 ～午後6時)	平日 午前7時30分 ～8時30分	平日 午後4時30分 ～7時	平日 午後6時31分 ～7時	延長料金：30分毎に100円
				土曜 午前8時 ～8時30分		
令和6年度 新設保育園	2歳児～5歳児	午前7時30分 ～午後7時 (土：午前8時 ～午後6時)	平日 午前7時30分 ～8時30分	平日 午後4時30分 ～7時	平日 午後6時31分 ～7時	延長料金：30分毎に100円
				土曜 午前8時 ～8時30分		

# 令和6年度 保育園等入園の 申し込みを受け付けます



令和6年度の保育園等入園申し込みを次のとおり受け付けます。  
入園を希望する場合は、期間内に必ずお申し込みください。

- **申し込みいただける方**  
保護者のいずれもが、次の理由により家庭で児童を保育できない場合  
● 保護者が家庭の外もしくは中で、児童と離れて家事以外の仕事をしている場合  
● 保護者が病氣、負傷、心身に障がい等を有する場合  
● 保護者が出産の前後である場合  
● 保護者が長期にわたる病人または心身に障がい等を有する同居の親族を常時介護している場合  
● 保護者が求職中(原則として3カ月間)の場合  
● 保護者が就学中である場合  
● 家庭に火災や風水害等の災害があった場合 等
- **保育時間・延長保育**  
保育園等を利用する際には、入園を希望する保護者からの申請に基づいて町が保育の必要性を認定します。  
保育の必要量(就労時間など)によっていずれかの保育時間に認定されます。
- **保育標準時間**  
フルタイム就労を想定した利用時間  
(最長11時間保育)
- **保育短時間**  
パートタイム就労を想定した利用時間  
(最長8時間保育)

保育が必要である要件	証明書類
保護者が仕事に従事している場合	就労証明書(町様式で就労先に作成を依頼してください) ※令和6年度中に育児休暇から復職予定の保護者分も必要です
病氣・負傷療養中である場合	医師の診断書
同居の親族を常時看護・介護している場合	看護・介護の事実がわかる書類
妊娠・出産の場合	母子手帳の写し
求職中の場合	求職に関する申立書(町様式で最寄りの職業安定所に作成を依頼してください)
就学中の場合	就学証明書等
上記以外の場合	お問い合わせください

※3歳未満児は、保育時間によって保育料が異なります。保育料は公立・私立共通です。詳細は町ホームページをご覧ください。  
※保育時間によって、延長保育料金が発生する時間帯が各園で異なります。詳細は次ページをご覧ください。

■ **申込方法**  
①申請書(入園を希望する子ども人数分)②保育が必要であることを証明する書類(表1参照)を提出してください。

10月	月	火	水	木	金
2	3	4	5	6	
3歳未満児 受付期間					
9	10	11	12	13	
祝日	3歳未満児 受付期間				
16	17	18	19	20	
3歳未満児 受付期間					
23	24	25	26	27	
3歳以上児 受付期間					

申請書等配布期間  
9月19日(火)～  
申請書配布場所  
町民課こども係(役場1階5番窓口)、町ホームページ  
※すでに入園している児童については、園から申請書を配布します。

■ **申込期間**  
3歳未満児・3歳以上児で  
受付期間が異なります。

【3歳未満児】  
(令和6年4月1日時点で3歳未満のお子さま)  
10月2日(月)～16日(月)  
【3歳以上児】  
(令和6年4月1日時点で3歳以上のお子さま)  
10月17日(火)～27日(金)

※保育が必要であることを証明する書類の取得に時間がかかる場合は、必ず申込期間内にご連絡下さい。

■ **注意事項**  
すでに入園している園児で引き続き入園を希望する場合にも、申し込みが必要となります。  
令和6年4月1日から利用の方だけでなく、年度途中からの利用を希望する方(育児休暇から復職予定、御代田町に転入予定、出産予定等)も期間内にお申し込みが必要になります。  
募集園児数を超える申し込みがあった場合は、期間を過ぎてからの申し込みの場合同様に、希望以外の保育園等に入学していただくことや令和6年度中の入園をお約束できないことがあります。いずれかの保育園等に申し込みが集中した場合には、抽選を行うことがあります。

■ **広域入所について**  
町内に居住し、保護者の勤務の都合や里帰り出産などにより、町外の保育園等に入学を希望する場合も、申し込みが必要となります。  
ただし、入所にあたっては、広域入所基準を満たし、希望施設に空きがある場合に限り、申し込みをお問い合わせください。

■ **令和6年度 新規保育園開園のお知らせ**  
おおきくなあれ保育園みよたを運営する一般社団法人 聖歩による保育園が、御代田町大字塩野3098番地7に開園します(おおきくなあれ保育園みよた向かい)。対象年齢等は上記の表をご覧ください。

申し込み・問い合わせ先  
町民課こども係  
3114